

| | | | | | | |
|--|------------------------|---------------------------|-------|-------|----------|----------------|
| 令和4年 | 与論町農業委員会 会議録 第10号 | | | | | |
| 召集年月日 | 令和4年10月21日(金) 午後 4時00分 | | | | | |
| 召集場所 | 与論町役場新庁舎1階(庁議室) | | | | | |
| 開会及び 閉会時間 | 開会 | 午後 | 4時00分 | 議長 | 原田 新一郎 | |
| | 閉会 | 午後 | 5時00分 | 代理 | | |
| 出席及び 欠席委員 凡例 出席○ 欠席× 公務欠○ | 議席番号 | 氏名 | 出欠 | 議席番号 | 氏名 | 出欠 |
| | 1 | 原田 新一郎 | ○ | 6 | 白尾 憲雄 | ○ |
| | 2 | 白石 茂一 | ○ | 7 | 長尾 さとみ | ○ |
| | 3 | 山本 池富 | ○ | 8 | 遠山 和歌子 | ○ |
| | 4 | 内野 豊信 | ○ | 9 | 山下 みどり | ○ |
| | 5 | 保喜 久男 | ○ | | | |
| 会議録署名委員 | 2番 | 白石 茂一 | | 3番 | 山本 池富 | |
| 職務上の 議場出席者 | 局長 | 山下 秀光 | 補佐 | 山下 高明 | 主査 主事 | 川田 美智瑠 林 幹大 |
| 要請による 議場出席者 | | | | | | |
| 議 事 項 目 | 議案第30号 | 農地法第3条の規定による許可申請に関する件(7件) | | | | |
| | 議案第31号 | あっせん申出に関する件(4件) | | | | |
| | 議案第32号 | 農用地利用計画変更に伴う意見決定に関する件(2件) | | | | |
| | 議案第 号 | | | | | |
| | 議案第 号 | | | | | |
| | 議案第 号 | | | | | |
| | 議案第 号 | | | | | |
| | 議案第 号 | | | | | |
| | 議案第 号 | | | | | |
| その他の 項目 | | | | | | |

| | |
|---------|---|
| 議長 | 只今から令和4年10月21日定例総会を開会いたします。出席委員は |
| | 9名中9名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。そ |
| | れでは、与論町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名 |
| | 委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。 |
| | (異議なし) |
| 議長 | それでは議事録署名委員を2番の白石委員と3番の山本委員にお願いし |
| | ます。なお、本日の会議書記には事務局職員の川田氏を指名いたします。 |
| | それでは、日程第1の会務報告について事務局長より会務報告の朗読 |
| | 並びに説明をお願いします。 |
| 事務局(山下) | 農地法第3条の規定による許可申請が7件、あっせん申出に関する件 |
| | 4件、農用地利用計画変更に伴う意見決定に関する件が2件です。以上 |
| | で会務報告を終わります。 |
| 議長 | 会務報告が終わりました。次に議案第30号「農地法3条の規定による |
| | 許可申請について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局(川田) | それでは説明いたします。1番は与論町朝戸Aさんから与論町茶番なB |
| | さん 与論町立長3519番1畑、1,061㎡を親子間の贈与となります。2番は |
| | 与論町立長Cさんから与論町茶花Dさんへ 与論町立長1072番4畑、239㎡を |
| | 贈与となります。3番は与論町那間Eさんから与論町茶花Fさんへ 与論町 |
| | 那間1872番17畑、1,832㎡を親子間の贈与となります。4番は与論町茶 |
| | 花Gさんから与論町茶花Hさんへ 与論町茶花799番5畑他1筆合計323㎡を |
| | 親子間の贈与となります。4番の申請で1筆は平成24年に非農地証明が |
| | 出されておりましたが、地目変更登記を行っておらず、今回改めて3条 |
| | 申請での所有移転を行うとのこととなります。5番は与論町茶花Iさん |
| | から与論町茶花Jさんへ 与論町朝戸2492番1田、1,709㎡を親子間の贈与 |
| | となります。6番は与論町立長Kさんから与論町茶花Lさんへ 与論町立長 |
| | 1367番2畑、118㎡を親族間の贈与となります。7番は与論町朝戸Mさん |
| | から与論町立長Nさんへ 与論町朝戸139番1畑、1,229㎡他1筆合計1,626㎡を |
| | 売買となりまして対価として250万円となります。以上で説明を終わ |
| | ります。 |
| 議長 | 説明が終わりました。関連して担当地区の委員は調査結果の報告をお |
| | 願いします。 |

| | |
|--------|--|
| 山本委員 | 1番の譲受人は10月15日午前11時50分頃に確認しました。問題ないので承認をお願いします。 |
| 保委員 | 1番の譲渡人は10月16日午前10時頃確認しました。問題ないので承認をお願いします。 |
| 山本委員 | 2番の譲受人は10月17日に確認しました。問題ないので承認をお願いします。 |
| 白石委員 | 2番の譲渡人は10月17日午後12時30分に確認しました。問題ないので承認をお願いします。 |
| 山本委員 | 3番の譲受人は10月15日午前8時20分頃確認しました。問題ないので承認をお願いします。 |
| 長尾委員 | 3番の譲渡人は10月20日に確認しました。問題ないので承認をお願いします。 |
| 白石委員 | 4番の譲受人、譲渡人ともに10月17日午後12時頃確認しました。問題ないので承認をお願いします。 |
| 山本委員 | 5番の譲受人、譲渡人は10月16日の午前8時15分頃に確認しました。問題ないので承認をお願いします。 |
| 山本委員 | 6番の譲受人は10月15日午前9時頃に確認しました。問題ないので承認をお願いします。 |
| 白石委員 | 6番の譲渡人は10月17日午前11時30分頃確認しました。問題ないので承認をお願いします。 |
| 遠山委員 | 7番の譲渡人は10月17日午後4時頃確認しました。問題ないので承認をお願いします。 |
| 議長 | 何か意見等ございませんか。 |
| | (意見等なし) |
| 議長 | それでは採決いたします。議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請書について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。 |
| | (異議なし) |
| 議長 | 議案第30号は承認いたします。次に議案第31号「あっせん申出に関する件について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局(林) | 1件目は与論町古里〇〇さんより与論町古里1872番2畑、488㎡の申出がでております。2件目は与論町立長〇〇さんより与論町立長1272番1畑、834㎡の申出がでております。3件目は与論町麦屋〇〇さんより与論町麦屋108番2畑、401㎡の申出がでております。4件目は与論町茶花〇〇さんよ |

